

志免町内に空家等を所有されている方へ

空家等の適正な維持管理をお願いします

適正に管理されず、放置され、老朽化した空家等(※1)は、福岡県内でも年々増加し、倒壊の危険や草木の繁茂、虫の発生など、防災・防犯・衛生・景観等の地域住民の生活環境へ悪影響が出るなど大きな社会問題となっています。空家等の管理は、その所有者(※2)に行う義務があります。所有者の方は、空家等の適正な管理をお願いします。

※1 空家等…年間を通じて使用していない建物で、工作物(塀等)や、樹木等を含む。

※2 所有者…所有者または相続人等。

空家等を放置するとこんな問題が発生します

建物の老朽により
倒壊する恐れ

樹木の越境による
近隣への迷惑

不審者の侵入や
放火等の恐れ

草木の繁茂による
虫の発生など

ゴミの不法投棄等
によるごみ屋敷化

強風時や台風時
に部材が飛散



維持管理がされていない建物は劣化しやすく、改修や修繕をする際に高額な費用が発生する可能性があります。また、所有者は空家等を適切に管理する義務がありますので、地域住民の生活環境へ悪影響が発生する前に、適切な維持管理をお願いします。

万が一、屋根や外壁等の部材が飛散し、近隣住民等が怪我をしたり、資産に損害があった場合、空家等の所有者の責任となり、損害賠償を問われる可能性があります。

空家等を適切に管理するためのポイント

①定期的に管理しましょう

- ・空家等の換気や通水、清掃など、定期的に管理することで老朽化を防ぐことにつながります。
- ・敷地内の草木や樹木の剪定等行うことで、虫の発生などの衛生面での対応も重要です。

②相続手続きを行いましょ

- ・相続手続きを怠ると、相続人が増え、手続きが困難になるため、速やかに手続きをしましょう。
- ・相続が発生する前でも、家族や親族と今後について話し合いをしておきましょう。

※不動産登記制度の見直しにより、
令和6年4月1日から相続登記の
申請が義務化されます！
詳しくは法務局 HP を確認 →



法務局 HP

③地域住民と連絡体制を作りましょ

- ・近隣住民や、地域代表者と連絡体制を構築できれば、いざという時に速やかな対応が可能です。

④空家等を活用しましょ

- ・維持管理が大変なときは、空き家を売却・賃貸するなど、早めの活用を検討しましょう。

空家等の問題は所有者だけでなく、将来的には家族や親族などにも関わってきます。

今後の管理等について、家族や親族と話し合いをしておきましょう。

空家等に関する相談窓口

○空き家の活用や処分、相続対策など全般的事に関する事

福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」（相談無料）

電話番号：092-726-6210 9:00～17:00(土日・祝日除く)

○志免町内の空き家問題に関する事

志免町役場 生活安全課 安全安心係

電話番号：092-935-1181



イエカツ HP



志免町 HP